

諮問第120号の概要 (統計法施行規則の改正案の概要)

平成30年11月9日
総務省政策統括官(統計基準担当)

1. これまでの経緯とスケジュール

(1) これまでの経緯

- 平成29年5月 統計改革推進会議「最終取りまとめ」
- 平成30年6月1日 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律(平成30年法律第34号。以下この法律を「一部改正法」、この法律で改正された統計法を「改正法」という。)公布
- 改正事項のうち、
 - ① 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」
 - ② 調査票情報等の適正管理措置
 - ③ (①及び②を踏まえた)調査票情報の提供等に関する手続等などについては、「総務省令で定める」とされているところ
- 上記を受け、統計法施行規則(平成20年総務省令第145号)について、一部改正法施行日(来年5月1日を予定)までに必要な改正を行い、改正法の施行を滞りなく行う必要(改正予定の同規則の案を以下「改正規則案」という。)

(2) スケジュール

- 10月25日 統計委員会に、改正規則案を諮問
- 10月31日～11月29日 意見公募手続
- 11月9日、11月16日、12月7日 統計制度部会で審議予定
- 12月～来年1月 統計委員会から答申、統計法施行規則の一部を改正する省令の公布予定
- 来年5月1日(予定) 一部改正法施行

2. 統計委員会の意見を聴く対象

改正法第45条の2

(委員会の意見の聴取)

第四十五条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

- 一 第二条第二項第二号若しくは第五項第三号、第五条第一項、第八条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条又は第二十九条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 第四条第五項、第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十九条第一項又は第四十二条第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

- 改正法では、統計委員会の機能の強化として、
 - 1 公的統計、統計調査、基幹統計等の定義など、公的統計の作成の基本的枠組みに関するもの
 - 2 国民に向けて広く周知すべき内容に関するもの
 - 3 統計調査の目的以外に調査票を用いる条件に関するものについての政省令の制定・改廃については、新たに統計委員会に諮問することとされたところ
- 今回諮問する対象は改正法第45条の2の規定により意見を聴かななければならないとされているもの
(注:上記以外の省令改正事項(例えば改正法第33条第2項から第4項までの公表手続・事項に係る改正規則案)は、今回参考までに併せて報告するもの)

2. 統計委員会の意見を聴く対象

【統計委員会で審議する対象のイメージ(改正法第33条の2第1項の規定による調査票情報の提供関係部分のみ)】

<改正法第33条の2第1項>

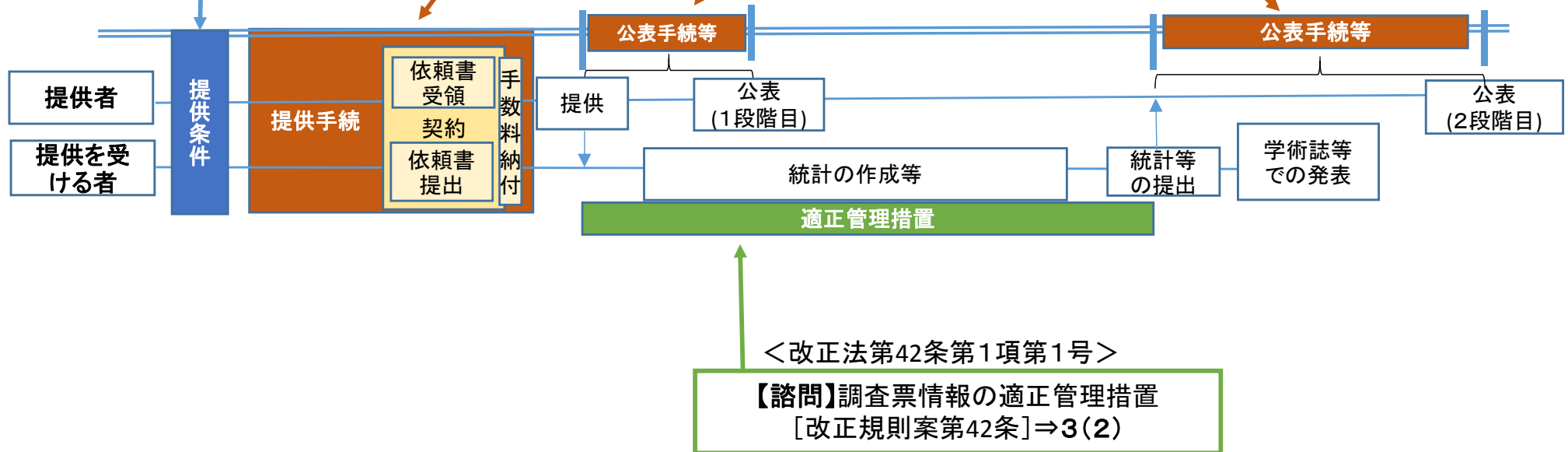
【諮問】調査票情報の提供手続
[改正規則案第17条及び第18条]⇒3(3)

<改正法第33条の2第1項>

【諮問】調査票情報の提供の条件
[改正規則案第19条]⇒3(1)

<改正法第33条の2第2項>

(報告)調査票情報の提供の公表手続・事項
[改正規則案第20条～第24条]⇒3(3)



3. 主な改正事項とその概要

(1) 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」

【調査票情報の二次的利用制度について】

- 統計調査により集められた調査票情報は、本来的には、当該統計調査を実施するに当たって予定されていた統計を作成するために用いられるもの
しかし、個人又は法人の秘密が守られ、統計調査に応じた者の信頼を確保できると考えられる場合には、調査票情報の二次的利用を認めることが公益に資すると考えられ、これまでも調査票情報の提供、オーダーメイド集計、匿名データの提供という制度が設けられているところ

【改正法のポイント】

- これまでは、調査票情報の提供について、その提供を受ける者を、
 - ① 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者
 - ② ①の者が行う統計の作成等と「同等の公益性を有する(総務省令で定める)統計の作成等を行う者」に限定してきたところ⇒「学術研究の発展に資する統計の作成等その他の・・・「相当の公益性を有する(総務省令で定める)統計の作成等」を行う者」まで拡大
- 改正法第34条第1項(委託による統計の作成等)及び第36条第1項(匿名データの提供)においても「相当の公益性」(※)の概念を採用

※ 相当の(な)：不確定多義概念の一種で、・・・「相当の(な)」という用語は、社会通念上、客観的にみて合理的ないしふさわしい、という意味を持つものといえよう。(「法令用語辞典：第10次改訂版」(学陽書房)から抜粋)

※ 「相当の」といった不確定多義概念を用いることにより、「調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する」(改正法第33条の2第1項)、「調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する」(改正法第34条第1項)、「匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する」(改正法第36条第1項)、それぞれの「について」の前の規定内容に応じて「相当の公益性」の内容が異なるものとなる。

3. 主な改正事項とその概要

(1) 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」(つづき)

【統計法施行規則の改正の審議に当たっての論点】(平成30年10月25日統計委員会資料)より

改正法では、統計調査の目的以外の目的に調査票情報を利用・提供することができる場合として調査票情報の提供等の条件の範囲を拡大したところ、改正規則案の規定は、当該拡大を行った改正法の趣旨に照らして適切な範囲とすることが必要(法第3条の基本理念からみて改正規則案の拡大範囲は問題ないものとする必要がある)

(論点)

- 調査票情報等の具体的な利活用の範囲(相当の公益性を有する統計の作成等)として適当なものか
- 調査票情報の提供等を受ける者にとって分かりやすく明確な基準(範囲)となっているか
- 統計調査の対象者(国民、企業等)に係る情報の保護の観点からみて問題はないか

3. 主な改正事項とその概要

(1) 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」(つづき)

【省令改正の方向性】

- 改正法第33条の2第1項の規定による調査票情報の提供が可能な場合については、改正規則案第11条第1項各号(改正法第33条第1項第2号関係)に対応する形でできるだけ明確に省令で規定
- 調査票情報の提供等の「公益性」にかんがみ、提供を受けた者が自ら公表することを要件として規定
- 統計調査によって集められた調査票情報を用いて、「個人及び法人の権利利益、国の安全等を害する」ことは、統計法の目的(法第1条「国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与すること」)から許されるべきものではないことから、そのようなおそれがないことを要件として規定
- 調査票情報等を適正に管理するための措置が講じられていること((現行の)統計法においては省令委任事項とはなっていないが現行規則でも提供等の抽象的な要件として採用(法第33条関係及び第36条関係))
- 調査票情報の提供等ができない場合をできるだけ明確にする趣旨から欠格事由を規定

3. 主な改正事項とその概要

(1) 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」(つづき)

<改正規則案>

(法第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等)

第十九条 法第三十三条の二第一項の調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。

一 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

イ 次に掲げるものであつて、調査票情報を学術研究の用に供することを直接の目的とすること。

(1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(独立行政法人等が設置する大学を除く。)若しくは高等専門学校若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百五条第一項に規定する専門課程に限る。以下この号及び次号において同じ。)(以下「大学等」という。)若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人が行う調査研究(公益社団法人又は公益財団法人が行う調査研究については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二条第四号に規定する公益目的事業に該当するものに限る。以下この(1)において同じ。)(以下(3)において「公益目的事業」という。)又はこれらの者がこれらの者以外の者に委託し、若しくはこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

(2) 学校教育法第一条に規定する大学若しくは高等専門学校若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校に所属する教員が行う調査研究、又は当該教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

(3) その実施に要する費用の全部又は一部を大学等、公益社団法人又は公益財団法人が公募の方法により補助(公益社団法人又は公益財団法人が行う補助については、公益目的事業に該当するものに限る。)する調査研究に係る統計の作成等

(4) 行政機関の長又は地方公共団体の長その他執行機関が、法第三十三条の二第一項に規定する相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等

ロ 調査票情報を利用して行った研究の成果が公表(法第三十三条の二第二項の規定により準用する法第三十三条第四項の規定により行う公表を除く。)されること。

ハ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

ニ 第四十二条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられていること。

二 高等教育の発展に資すると認められる統計の作成等であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

イ 大学等の行う教育の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 調査票情報を利用して行った教育内容が公表(法第三十三条の二第二項の規定により準用する法第三十三条第四項の規定により行う公表を除く。)されること。

ハ・ニ (略: 第一号ハ・ニと同じ要件)

2 前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。

一～五 (略: 統計法や関連法等の規定に違反した者、暴力団関係者、調査票情報等を利用して不適切な行為をした等として行政機関の長等が認めた者を規定)

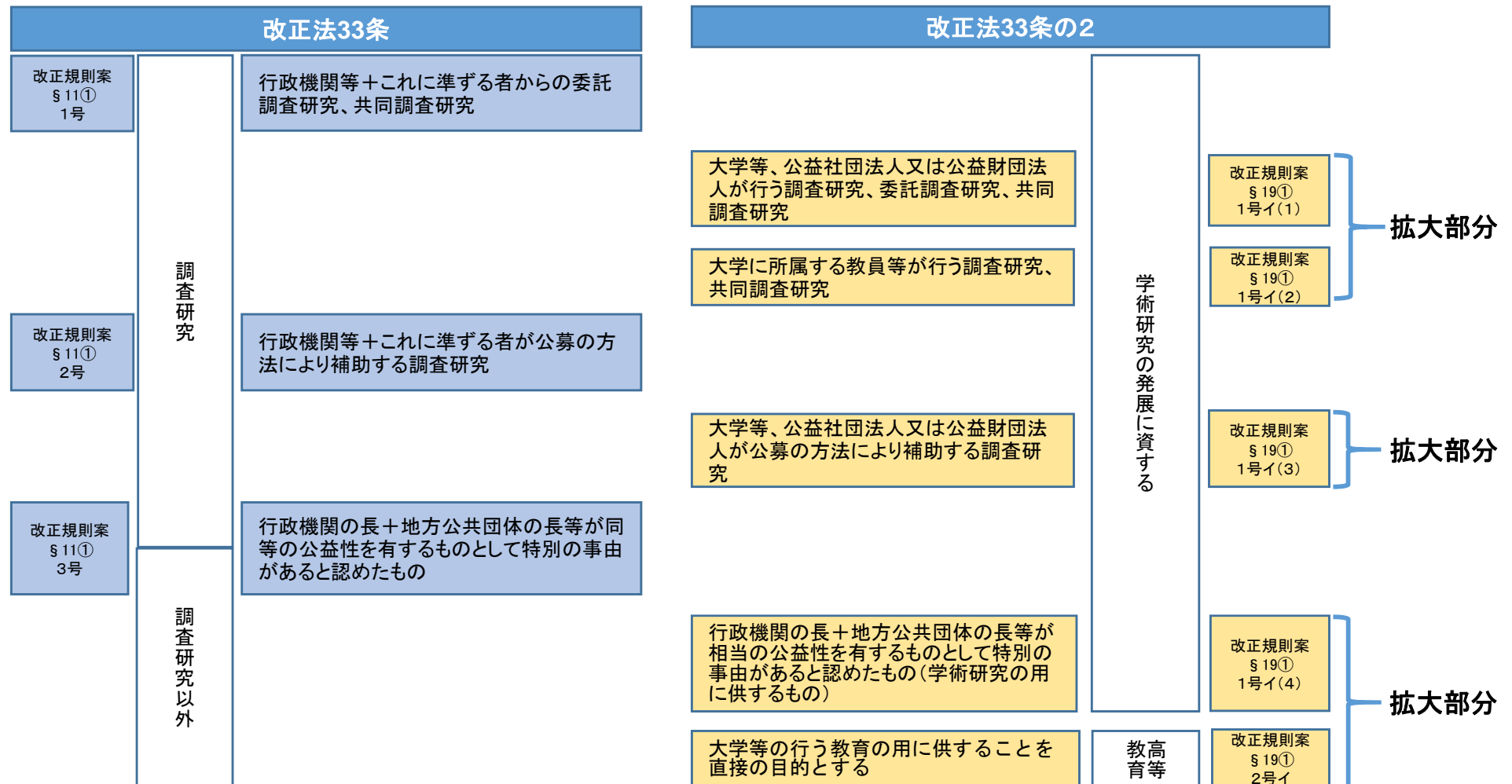
3. 主な改正事項とその概要

(1) 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」(つづき)

[改正法第33条第1項第2号の「同等の公益性を有する統計の作成等」との関係整理]

○ 提供可能な場合を、改正規則案第11条第1項各号に対応する形でできるだけ明確に規定

＜改正法第33条第1項の調査票情報の提供の場合と比較した図＞



3. 主な改正事項とその概要

(1) 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」(つづき)

【参考】 [改正法第33条の2・第34条・第36条の「相当の公益性を有する統計の作成等」の整理]

	提供(作成等)の対象	改正法の条件	改正規則案の考え方
改正法第33条 [同等の公益性]	調査票情報	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法と実質的内容は変わらない ＜現行法＞ (a)行政機関等その他これに準じる者として総務省令で定める者 (b)行政機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行規則と実質的内容は変わらない ＜現行規則＞ (a)は、会計検査院、地方独立行政法人等を規定 (b)は、公的機関の委託等による調査研究に係る統計の作成等を規定
改正法第33条の2 [相当の公益性]		<ul style="list-style-type: none"> ・学術研究の発展に資する統計の作成等その他の調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 	<ul style="list-style-type: none"> ・学術研究の発展や高等教育の発展に資すると認められる統計の作成等を規定
改正法第34条 [相当の公益性]	統計又は統計的研究 (オーダーメイド集計)	<ul style="list-style-type: none"> ・学術研究の発展に資する統計の作成等その他の調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行規則と同様、学術研究や高等教育(※)の発展に資すると認められる統計の作成等を規定 ・上記のほか、官民データ活用推進基本計画において解決が期待できる8つの重点分野(電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等及び移動)のいずれかに係る統計の作成等で、被提供者から当該統計の作成等が国民経済の健全な発展等に繋がることが示されている場合には委託に応じることができる旨を規定
改正法第36条 [相当の公益性]	匿名データ	<ul style="list-style-type: none"> ・学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行規則と同様、学術研究、高等教育(※)、国際経済社会の発展に資すると認められる統計の作成等を規定 ・上記のほか、オーダーメイド集計(改正法第34条)と同様の場合(8つの重点分野…)には匿名データの提供ができる旨を規定

一部改正法の国会審議等において説明してきた内容

(※)第34条及び第36条の場合は、高等教育に限定せず高等学校レベルまで認める案としている。

3. 主な改正事項とその概要

(1) 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」(つづき)

[委託による統計の作成等(法第34条第1項)の「相当の公益性を有する統計の作成等」]

<改正規則案>

(調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する委託による統計の作成等)

第二十七条 法第三十四条第一項の調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの
 - イ 統計成果物を研究の用に供すること。
 - ロ 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - (1) 統計成果物を利用して行った**研究の成果が公表**(法第三十四条第三項の規定により行う公表を除く。)されること。
 - (2) 統計成果物及びこれを用いて行った研究の成果を得るまでの**過程の概要が公表**されること。
 - ハ **個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。**
 - 二 教育の発展に資すると認められる統計の作成等であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの
 - イ 学校教育法第一条に規定する高等学校若しくは中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)若しくは特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)若しくは大学若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百五条第一項に規定する一般過程を除く。)における**教育の用に供することを直接の目的とすること。**
 - ロ 統計成果物を利用して行った**教育内容が公表**(法第三十四条第三項の規定により行う公表を除く。)されること。
 - ハ 第一号ハに掲げる要件に該当すること。
 - 三 **官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三号)第二十三条第三項の規定により指定された重点分野に関する統計の作成等**であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの
 - イ **国民経済の健全な発展又は国民生活の向上に寄与すると認められるもの**
 - ロ 統計成果物を利用して行った**事業等の内容が公表**(法第三十四条第三項の規定により行う公表を除く。)されること。
 - ハ 第一号ハに掲げる要件に該当すること。
- 2 前項の統計の作成等の委託をする者は、次のいずれにも該当しない者とする。
- 一～五 (略:統計法や関連法等の規定に違反した者、暴力団関係者、調査票情報等を利用して不適切な行為をした等として行政機関の長等が認めた者を規定)

○ 法第34条第1項の統計の作成等の範囲については、平成28年2月の規則の改正で範囲を拡げた部分はそのまま(下記の教育目的を除く)とし、加えて、官民データ活用推進基本計画において解決が期待できる8つの重点分野(電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等及び移動)のいずれかに関する統計の作成等で、当該統計の作成等が国民経済の健全な発展等に寄与するものである場合には委託に応じることができるものと規定

○ 教育目的は、委託による統計の作成等の場合は教育レベルに応じた制限をする必要性は低いと考えられるものの、これまで高等教育に限定してきた経緯とニーズを踏まえ、まずは高等学校レベルまで拡大

3. 主な改正事項とその概要

(1) 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」(つづき)

[匿名データの提供(法第36条第1項)の「相当の公益性を有する統計の作成等」]

<改正規則案>

(匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等)

第三十五条 匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの
 - イ 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
 - ロ 匿名データを利用して行った研究の成果が公表(法第三十六条第二項の規定により準用する法第三十三条第四項の規定により行う公表を除く。)されること。
 - ハ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。
 - ニ 第四十二条に規定する匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。
 - 二 教育の発展に資すると認められる統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの
 - イ 学校教育法第一条に規定する高等学校若しくは中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)若しくは特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)若しくは大学若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百五条第一項に規定する一般過程を除く。)における教育の用に供することを直接の目的とすること。
 - ロ 匿名データを利用して行った教育内容が公表(法第三十六条第二項の規定により準用する法第三十三条第四項の規定により行う公表を除く。)されること。
 - ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。
 - 三 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる場合
 - イ 匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等にのみ用いること。
 - ロ 第三十六条提供申出者が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件の全てに該当する者であること。
 - (1) 統計の作成等は、国際比較統計等の提供を目的とするものであること。
 - (2) 二以上の外国政府等からイに規定する統計の作成等に必要な調査票情報(これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。)の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関等若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供等の支援を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められること。
 - ハ 次に掲げる第三十六条提供申出者の区分に応じ、それぞれ次に定める内容が公表(法第三十六条第二項の規定により準用する法第三十三条第四項により行う公表を除く。)されること。
 - (1) 我が国が加盟している国際機関 匿名データを用いて行った国際比較の結果
 - (2) 我が国が加盟している国際機関以外の者 匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供の状況
 - ニ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。
 - 四 官民データ活用推進基本法第二十三条第三項の規定により指定された重点分野に関する統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの
 - イ 国民経済の健全な発展又は国民生活の向上に寄与すると認められるもの
 - ロ 匿名データを利用して行った事業等の内容が公表されること。
 - ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。
- 2 前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。
- 一～五 (略:統計法や関連法等の規定に違反した者、暴力団関係者、調査票情報等を利用して不適切な行為をした等として行政機関の長等が認めた者を規定)

3. 主な改正事項とその概要

(1) 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」(つづき)

[匿名データの提供(法第36条第1項)の「相当の公益性を有する統計の作成等」(つづき)]

- 法第36条第1項の匿名データの提供の範囲については、現行規則で認められている範囲はそのままとし、委託による統計の作成等と同様に範囲を拡大

3. 主な改正事項とその概要

(2) 調査票情報等の適正管理措置

【調査票情報等の適正管理措置について】

- 統計を作成するために用いられる情報には、多くの場合、個人又は法人その他の団体の秘密に関するものが含まれる。統計法では、秘密漏洩について刑事罰を設ける一方で、事前規制としては、抽象的に「情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない」とするにとどめてきたところ

【改正法のポイント】

- 個人情報保護や情報セキュリティの制度整備状況を踏まえ、適正管理措置を具体的に省令で規定することとされたところ
- 改正法第39条及び第42条において、適正管理措置を講ずるべき主体ごとに規定

(改正法第39条関係)

- (1) 行政機関の長が講じなければならない適正管理措置
[同条第1項第1号]
- (2) 指定地方公共団体の長その他の執行機関が講じなければならない適正管理措置
[同条第1項第2号]
- (3) 地方公共団体の長その他の執行機関が講じなければならない適正管理措置
[同条第1項第3号]
- (4) 指定独立行政法人等が講じなければならない適正管理措置
[同条第1項第4号]
- (5) 独立行政法人等が講じなければならない適正管理措置
[同条第1項第5号]
- (6) (1)～(5)に掲げる者から業務の委託を受けた者等が講じなければならない適正管理措置[同条第2項:同条第1項の規定の準用]

(改正法第42条関係)

- (1) 調査票情報の提供を受けた者が講じなければならない適正管理措置
[同条第1項第1号]
- (2) 匿名データの提供を受けた者が講じなければならない適正管理措置
[同条第1項第1号]
- (3) (1)又は(2)に掲げる者から業務の委託を受けた者等が講じなければならない適正管理措置[同条第2項:同条第1項の規定の準用]

3. 主な改正事項とその概要

(2) 調査票情報等の適正管理措置（つづき）

【統計法施行規則の改正の審議に当たっての論点】(平成30年10月25日統計委員会資料)より】

改正法では調査票情報等の適正管理措置についてこれまでのガイドラインから省令レベルまで引き上げたところ、改正規則案の規定は、公的統計の作成の基本的枠組みの一環として、適切に機能する必要十分な適正管理措置とすることが必要

(論点)

- 保護すべき情報に応じた必要十分な適正管理措置となっているか
- どの主体がどのような適正な管理措置を果たすべきか明確になっているか
- 他制度と比較して必要十分な措置となっているか
- 改正法の趣旨を踏まえ、調査票情報等の利活用の推進に関し、実務上の問題はないか

3. 主な改正事項とその概要

(2) 調査票情報等の適正管理措置（つづき）

【省令改正の方向性】

〔適正管理措置の概念整理とその内容〕

- 個人情報保護法ガイドライン(通則編)(平成28年11月(平成29年3月一部改正)個人情報保護委員会)で採用されている安全管理措置のカテゴリー(組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置)を基本に、各主体が適正管理措置として講ずるべき内容を省令レベルにどの程度書くのが適当かを考え、適正管理措置を各主体ごとに書き分けて規定
- 措置の内容としては、現在の調査票情報等の適正管理に係る運用(ガイドライン)を踏まえつつ、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則(平成30年内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省令第1号)第6条に規定されているものを参考にする(同規則においても上記のカテゴリーを採用)
- 調査票情報の適正管理措置と匿名データの適正管理措置は書き分けて規定(組織的管理措置のうち自己点検の適正性の確認を行うことなどの監査、その他の管理措置のうち委託先の確認・監督については、匿名データの適正管理措置としては採用しない)
- 調査票情報の提供を受けた者の適正管理措置のうち物理的管理措置は、改正法第33条第1項の規定によるものについては、その公益性の高さを踏まえ規定
- 適正管理措置(物理的管理措置)のうち「調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止及び災害からの保護のための措置を講ずること」は、改正法第42条の規定により調査票情報(又は匿名データ)の提供を受けた者の場合は、「調査票情報(又は匿名データ)の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること」と規定

3. 主な改正事項とその概要

(2) 調査票情報等の適正管理措置（つづき）

[改正規則案と医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則との比較表]

措置のカテゴリ	改正規則案	(参考)医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則第6条
組織的管理措置 (組織的安全管理措置)	(1) 調査票情報の適正管理に係る基本方針を定めること。 (2) 調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。 (3) 調査票情報に係る管理簿を整備すること。 (4) 調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。 (5) 調査票情報を取り扱う者以外の者が、調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うことなどの監査を行うこと。(匿名データの場合は不要とする) (6) 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。	イ 認定事業に関し管理する医療情報等及び匿名加工医療情報(この条において「認定事業医療情報等」という。)の安全管理に係る基本方針を定めていること。 ロ 認定事業医療情報等の安全管理に関する相当の経験及び識見を有する責任者を配置していること。 ハ 認定事業医療情報等を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にしていること。 ニ 認定事業医療情報等の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制が整備されていること。 ホ 安全管理措置に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行っていること。 ヘ 外部の専門家による情報セキュリティ監査の受検又は第三者認証の取得により、安全管理に係る措置の継続的な確保を図っていること。
人的管理措置 (人的安全管理措置)	(1) 調査票情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。(欠格事由の確認) (2) 調査票情報等を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。	イ 認定事業医療情報等を取り扱う者が、法第八条第三項第一号ハ(1)から(4)までのいずれにも該当しない者であることを確認していること。 ロ 認定事業医療情報等を取り扱う者が、認定事業の目的の達成に必要な範囲を超えて、認定事業医療情報等を取り扱うことがないことを確保するための措置を講じていること。 ハ 認定事業医療情報等を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行っていること。 ニ 認定事業医療情報等を取り扱う権限を有しない者による認定事業医療情報等の取扱いを防止する措置を講じていること。
物理的管理措置 (物理的安全管理措置)	(1) 調査票情報を取り扱う区域を特定すること。 (2) 調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置を講ずること。(改正法第39条第1項各号又は第42条第1項第2号に掲げる者の場合は立入りの制限をするための措置のみとする。改正法第42条第1項第1号に掲げる者が法第33条第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者である場合は立入りの制限をするための措置のみとする。) (3) 調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止及び災害からの保護のための措置を講ずること。(改正法第42条の規定により調査票情報等の提供を受ける者の場合は「盗難防止」のみの措置とする) (4) 調査票情報を削除し、又は調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。	イ 認定事業医療情報等を取り扱う施設設備を他の施設設備と区分していること。 ロ 認定事業医療情報等を取り扱う施設設備への立入り及び機器の持込みを制限する措置を講じているとともに、監視カメラの設置その他の当該施設設備の内部を常時監視するための装置を備えていること。 ハ 認定事業に関し管理する医療情報等の取扱いに係る端末装置は、原則として、補助記憶装置及び可搬記録媒体(電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。)への記録機能を有しないものとする。こと。 ニ 認定事業医療情報等を削除し、又は認定事業医療情報等が記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

3. 主な改正事項とその概要

(2) 調査票情報等の適正管理措置 (つづき)

[改正規則案と医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則との比較表(つづき)]

措置のカテゴリ	改正規則案	(参考)医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則第6条
<p>技術的管理措置 (技術的安全管理措置)</p>	<p>(1) 調査票情報を取り扱う電子計算機等において調査票情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。 (2) 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置を講ずること。 (3) 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。</p>	<p>イ 認定事業医療情報等を取り扱う施設設備に、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置を講じていること。 ロ 認定事業医療情報等の取扱いに係る電子計算機及び端末装置の動作を記録するとともに、通常想定されない当該電子計算機及び端末装置の操作を検知し、当該操作が行われた電子計算機及び端末装置を制御する措置を講じていること。 ハ 認定事業医療情報等の取扱いに係る電子計算機又は端末装置において、第三者が当該電子計算機又は端末装置に使用目的に反する動作をさせる機能が具備されていないことを確認していること。 ニ 認定事業医療情報等を電気通信により送受信するとき、又は移送し、若しくは移送を受けるときは、次に掲げる措置を講じていること。 (1) 外部の者との送受信の用に供する電気通信回線として、専用線等(IP-VPNサービス(電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第一条第二項第十五号に掲げるIP-VPNサービスをいう。)に用いられる仮想専用線その他のこれと同等の安全性が確保されると認められる仮想専用線を含む。)を用いること。 (2) (1)に規定する電気通信回線に接続されるサーバ用の電子計算機のうち、医療情報取扱事業者からの医療情報の受信に用いるものについては、外部への送信機能を具備させないこと。 (3) (1)に規定する電気通信回線に接続されるサーバ用の電子計算機のうち、匿名加工医療情報取扱事業者への匿名加工医療情報の送信に用いるものについては、外部からの受信機能を具備させないこと。また、(2)又はホに規定する電子計算機以外のサーバ用の電子計算機を用いること。 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、認定事業医療情報等を適切に移送し、又は移送を受けるために、暗号化等必要な措置を講ずること。 ホ 匿名加工医療情報の作成の用に供する医療情報の管理は、ニ(2)及び(3)の電子計算機以外のサーバ用の電子計算機を用いることとし、ニ(2)及び(3)に規定する電子計算機を経由する以外の方法による外部へのネットワーク接続を行わないこと。また、ニ(2)及び(3)に規定する電子計算機との接続においては、専用線を用いること。</p>
<p>その他の管理措置 (その他の措置)</p>	<p>(1) 調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。(匿名データの場合は不要とする) (2) (1)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。(匿名データの場合は不要とする)</p>	<p>イ 認定事業医療情報等の漏えいその他の事故が生じた場合における被害の補償のための措置を講じていること。 ロ 認定事業医療情報等を取り扱う施設設備の障害の発生の防止に努めるとともに、これらの障害の発生を検知し、及びこれらの障害が発生した場合の対策を行うため、事業継続計画の策定、その機能を代替することができる予備の機器の設置その他の適切な措置を講じていること。 ハ 医療情報の提供を受ける際に、医療情報取扱事業者による当該医療情報の提供の方法及びこれに係る安全管理のための措置が適正である旨を確認していること。 ニ 匿名加工医療情報の提供の契約において、匿名加工医療情報取扱事業者による当該匿名加工医療情報の利用の態様及びこれに係る安全管理のための措置が匿名加工の程度に応じて適正であることを確保していること。</p>

3. 主な改正事項とその概要

(2) 調査票情報等の適正管理措置（つづき）

〔適正管理措置の主体の整理〕

- 改正法第42条の調査票情報の提供を受けた者（適正管理措置を講ずるべき主体）は、①行政機関等十準ずる者、②法人等（法人その他の団体）（独立行政法人等①に含まれる者は除く）、③ ①又は②以外のその他の者（個人を含む）に分けて書き分けて規定
- 改正法第42条の適正管理措置の主体と改正法第39条の各項各号の主体との対応関係は以下のとおり整理し、改正法第39条の適正管理措置と改正法第42条の適正管理措置とで平仄をとる

第39条の適正管理措置の主体	第42条の適正管理措置の主体
第1項第1号 行政機関の長	「公的機関等」のうち行政機関の長
第1項第2号 指定地方公共団体の長その他の執行機関	「公的機関等」のうち（指定）地方公共団体の長その他の執行機関
第1項第3号 地方公共団体の長その他の執行機関	「公的機関等」のうち地方公共団体の長その他の執行機関
第1項第4号 指定独立行政法人等	「公的機関等」のうち（指定）独立行政法人等
第1項第5号 独立行政法人等	「公的機関等」のうち独立行政法人等
第2項 上記に掲げる者から業務の委託を受けた者等	上記全ての者、「法人等」、それら以外の者（個人を含む）

3. 主な改正事項とその概要

(2) 調査票情報等の適正管理措置（つづき）

[主体ごとの適正管理措置の内容]

	行政機関・地方公共団体等	法人等	その他(個人を含む)
組織的管理措置	—	(1)調査票情報の適正管理に係る基本方針を定めること。 (2)調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。 (3)調査票情報に係る管理簿を整備すること。 (4)調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。 (5)調査票情報を取り扱う者以外の者が、調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うことなどの監査を行うこと。 (6)調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。	— →(その他の措置(2)) →(その他の措置(3)) →(その他の措置(4))
人的管理措置	—	(1)調査票情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。<欠格事由の確認> (2)調査票情報等を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。	— →(その他の措置(1))
物理的管理措置	(1)調査票情報を取り扱う区域を特定すること。 (2)調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置を講ずること。(※) (3)調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止及び災害からの保護のための措置を講ずること。 (4)調査票情報を削除し、又は調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。		
技術的管理措置	(1)調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該第一号情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。 (2)調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置を講ずること。 (3)調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。		
その他の管理措置	(1)調査票情報の提供を受けた者が、調査票情報の適正管理に関して相当の経験を有する、又はそれと同等以上の能力を備えること。 (2)調査票情報に係る管理簿を整備すること。 (3)調査票情報の提供を受けた者以外の者が、調査票情報の提供を受けた者による自己点検の適正性の確認を行うことなどの監査を行うこと。 (4)調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における処理の手順をあらかじめ定めること。		
	(1)調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。 (2)(1)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。		

※改正法第39条第1項各号又は第42条第1項第2号に掲げる者の場合は立入りの制限をするための措置のみとする。改正法第42条第1項第1号に掲げる者が法第33条第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者である場合は立入りの制限をするための措置のみとする。

3. 主な改正事項とその概要

(2) 調査票情報等の適正管理措置（つづき）

＜改正規則案＞※法第39条関係

（調査票情報等の適正な管理）

第四十一条 法第三十九条第一項第一号に掲げる**行政機関の長が講じなければならない**同号に定める情報（以下この項において「第一号情報」という。）を適正に管理するために必要な措置として同項柱書きの総務省令で定めるものは、次に定める措置とする。

一 組織的管理措置

- イ 第一号情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。
- ロ 第一号情報に係る管理簿を整備すること。
- ハ 第一号情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。
- ニ 第一号情報を取り扱う者以外の者が、第一号情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。
- ホ 第一号情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

二 人的管理措置として第一号情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

三 物理的管理措置

- イ 第一号情報を取り扱う区域を特定すること。
- ロ 第一号情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。
- ハ 第一号情報の取扱いに係る機器の盗難防止及び災害からの保護のための措置を講ずること。
- ニ 第一号情報を削除し、又は第一号情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

四 技術的管理措置

- イ 第一号情報を取り扱う電子計算機等において当該第一号情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
- ロ 第一号情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。以下同じ。）を防止するため、適切な措置を講ずること。
- ハ 第一号情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う第一号情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

五 その他の管理措置

- イ 第一号情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該第一号情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。
- ロ イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

2～5（略）

6 法第三十九条第一項各号に掲げる者から当該各号に定める**情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者が講じなければならない**当該各号に定める情報（以下この項において「受託情報」という。）を適正に管理するために必要な措置として同条第二項の規定により準用する同条第一項柱書きの総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

一 行政機関等 次に掲げる措置

イ～ホ（略）

二 法人等（独立行政法人等を除く。以下この号において同じ。） 次に掲げる措置

イ～ニ（略）

ホ その他の管理措置

(1) 受託情報の取扱いに関する業務の委託をするときは、法第三十九条第一項において当該受託情報を適正に管理するために必要な措置を講ずるべき者として同項各号に掲げる者に対し、当該委託に係る業務のうち当該受託情報を適正に管理するための措置について必要な確認を求めること。

(2) (1)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

三 個人 次に掲げる措置

イ～ハ（略）

3. 主な改正事項とその概要

(2) 調査票情報等の適正管理措置（つづき）

<改正規則案>※法第42条関係

第四十二条 法第四十二条第一項第一号に掲げる者が講じなければならない同号に掲げる調査票情報（以下この条において「調査票情報」という。）を適正に管理するために必要な措置として同項柱書きの総務省令で定める措置は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

一（略）

二 法人等（前号に掲げる者を除く。）次に掲げる措置

イ 組織的管理措置

- (1) 調査票情報の適正管理に係る基本方針を定めること。
- (2) 調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。
- (3) 調査票情報に係る管理簿を整備すること。
- (4) 調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。
- (5) 調査票情報を取り扱う者以外の者が、受託調査票情報等を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。
- (6) 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

ロ 人的管理措置

- (1) 調査票情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。
 - (i) 法若しくは個人情報の保護に関する法律若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - (ii) 暴力団員等
 - (iii) 調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により調査票情報を提供することが不適切であると行政機関の長又は特定独立行政法人等が認めた者
- (2) 調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

ハ 物理的管理措置

- (1) 調査票情報を取り扱う区域を特定すること。
- (2) 調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置（法第四十二条第一項第一号に掲げる者が法第三十三条第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者である場合にあっては、調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置）を講ずること。
- (3) 調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。
- (4) 調査票情報を削除し、又は調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

ニ 技術的管理措置

- (1) 調査票情報を取り扱う電子計算機等において、当該調査票情報を処理することができる者を限定するための適切な措置を講ずること。
- (2) 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。
- (3) 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

ホ その他の管理措置

- (1) 調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。
- (2) (1)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

三（略）

2～4（略：第2項は匿名データの提供を受けた者の適正管理措置、第3項・第4項は、第1項又は第2項の者から委託を受けた者等の講ずる適正管理措置について規定）

3. 主な改正事項とその概要

(3) 調査票情報の提供等に関する手続等

【改正法のポイント】

- 調査票情報の提供範囲の拡大に伴い、統計調査に応じた者の信頼を一層確保するために、二次的利用状況の透明性を確保し、また、成果を広く社会に還元する目的で、公表制度を創設
(なお、公表制度に係る改正規則案については、諮問対象ではなく、参考までに併せて報告するもの)
- 調査票情報の提供(改正法第33条第1項及び第33条の2第1項)の手続について省令に委任

3. 主な改正事項とその概要

(3) 調査票情報の提供等に関する手続等（つづき）

【統計法施行規則の改正の審議に当たっての論点】（平成30年10月25日統計委員会資料）より

統計調査の目的以外の目的で調査票情報を用いる場合の手続として、透明性の確保や社会への成果の還元観点から適切なものとなっていることが必要

【論点】

- 調査票情報の提供等の条件を確認する手続として必要十分か
- 提供される調査票情報等の適正管理措置について確認する手続として必要十分か
- 手続等に係る改正規則案により、調査票情報の提供等の透明性が図られているか
- 他制度と比較して適正な手続か。過重な手続となっていないか

3. 主な改正事項とその概要

(3) 調査票情報の提供等に関する手続等 (つづき)

【省令改正の方向性】

- 調査票情報の提供(改正法第33条第1項及び第33条の2第1項)の手続について新たに規定(委託による統計の作成等及び匿名データの提供の手続に関する規定については必要な改正)

[調査票情報の提供等の公表手続・公表事項]

- 公表制度については、他の法令における公表手続の要素としては、公表の主体、方法、時期を定めることが一般的
 - 改正法では公表時期について規定していないことから、改正規則案では公表時期を規定
- 公表事項は、2段階の公表制度のそれぞれの趣旨にかんがみ必要な事項を規定
- 公表手続・公表事項について、2段階の公表制度のそれぞれの趣旨からみて、調査票情報の提供、委託による統計の作成等及び匿名データの提供により特段の差異を設ける理由はなし

3. 主な改正事項とその概要

(3) 調査票情報の提供等に関する手続等（つづき）

【調査票情報の提供に関する手続①】

<改正規則案>

（法第三十三条第一項の規定による調査票情報の提供に係る手続等）

第八条 法第三十三条第一項の規定により行政機関の長又は指定独立行政法人等に調査票情報の提供を依頼しようとする者（以下「第三十三条提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「第三十三条提供申出書」という。）に、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等が当該調査票情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出することにより、調査票情報の提供の依頼の申出をするものとする。

一～八 （略：申出者の情報、調査票情報の利用場所、調査票情報の利用目的等）

九 （略：欠格事由に該当しない旨（第十一条第二項））

十 （略：要件該当性を確認するための事項（第十一条第一項））

2 第三十三条提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は指定独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一～三 （略：申出書等の記載事項の内容を確認するための書類の提示又は提出）

3 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、第一項の規定により提出された第三十三条提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、第三十三条提供申出者に対して、説明を求め、又は当該第三十三条提供申出書等の訂正を求めることができる。

- 匿名データの提供に係る手続規定（現行規則第16条及び関係告示）を参考に策定
- 調査票情報の提供の欠格事由に係る事項や提供要件の該当性に関する事項を追加

3. 主な改正事項とその概要

(3) 調査票情報の提供等に関する手続等 (つづき)

【調査票情報の提供に関する手続②】

<改正規則案>

第九条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、第三十三条提供申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る調査票情報の提供を行う旨を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた第三十三条提供申出者は、当該通知に係る調査票情報の提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は指定独立行政法人等が定める調査票情報の取扱いに関する事項(利用後にとるべき措置に関する事項を含む。)を遵守する旨記載した書面その他当該行政機関の長又は指定独立行政法人等が必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出するものとする。

【改正法第33条の2第1項による調査票情報の提供の手続の場合(手数料に係る手続について記載)】

<改正規則案>

第十八条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、第三十三条の二提供申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る調査票情報の提供を行う旨並びに当該調査票情報の提供に係る手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた第三十三条の二提供申出者は、当該通知に係る調査票情報の提供の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他の必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は指定独立行政法人等が定める調査票情報の取扱いに関する事項(利用後にとるべき措置に関する事項を含む。)を遵守する旨記載した書面その他当該行政機関の長又は指定独立行政法人等が必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出するものとする。

3 前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

- 匿名データの提供に係る手続規定(現行規則第17条)を参考に策定
- 手数料に係る手続については、手数料を徴収することについて、改正法第33条の2第1項の規定による調査票情報の提供の場合、改正法第34条第1項の規定による委託による統計の作成等の場合、改正法第36条第1項の規定による匿名データの提供の場合のみ記載
- 改正規則案(第8条及び第9条)では、提供に係る契約締結に至るまでの手続を規定

3. 主な改正事項とその概要

(3) 調査票情報の提供等に関する手続等 (つづき)

【参考:公表制度】

[1段階目の公表]

<改正規則案 (一部) >

- ・公表時期…「提供をした後一月以内に公表しなければならない」
- ・公表事項…「提供年月日」、「(提供を受けた者が個人の場合当該者の) 職業」、「利用目的」

- 公表時期は、「直ちに」、「速やかに」、「遅滞なく」等ではなく) 明確に時期を区切る規定振り(「〇月以内に」等)が、透明性の確保の趣旨から妥当
→透明性の確保の観点から、「一月以内に公表」とする
- 省令で規定する公表事項としては、「いつ」、「誰(どのような人)が」、「どのような目的で」を情報として補完する観点から、「提供年月日(いつ提供したか)」、「職業(提供を受けた者が個人の場合、その個人がどのような者か(法人等の場合、当該法人等の名称が公表されればどのような活動をしているのか分かることを想定))」、「利用目的(どのような目的で提供を受けたか)」を規定

3. 主な改正事項とその概要

(3) 調査票情報の提供等に関する手続等 (つづき)

[2段階目の公表]

<改正規則案 (一部) >

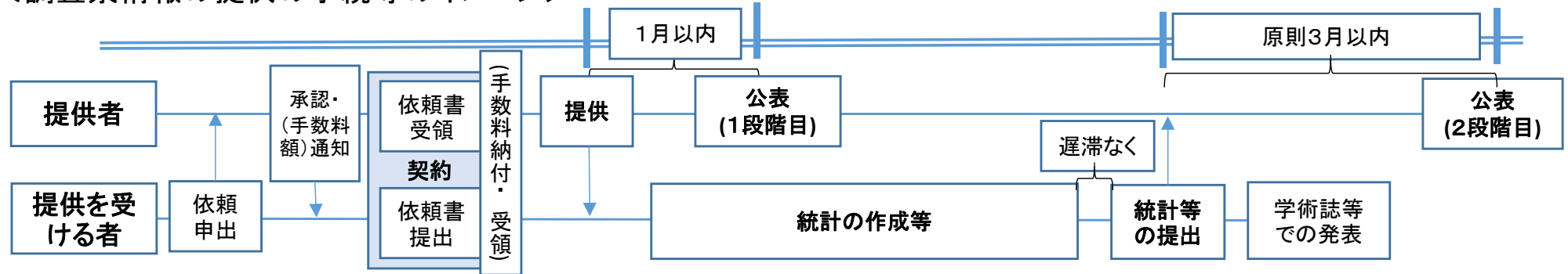
- ・公表時期…「(提出を受けた日から)原則として三月以内に公表しなければならない」
- ・公表事項…第一段階目の公表事項に加え、「(公表に係る)統計又は統計的研究の成果について、当該統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した調査票情報に係る統計調査の名称、年次、当該調査票情報の地域的範囲その他の当該調査票情報を特定するために必要な情報」、「当該統計の作成又は統計的研究の方法の確認をするために、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項」、「(公表に係る)統計又は統計的研究の成果について、その全部又は一部が学術研究の成果等として学術雑誌等に掲載され又は掲載されることが予定されている場合は、当該学術雑誌等の名称及び掲載年月日」

- 公表時期は、1段階目と合わせる規定振り(「〇〇以内に公表」)が適当
- 公表時期は、公表に際して、公表の主体(行政機関又は指定独立行政法人等)が公表内容(統計又は統計的研究の内容)について一定の判断(その概要の公表を許容している法の趣旨)をするため一定の期間が必要→「三月以内」(cf.学位規則(昭和28年文部省令第9号)第8条「三月以内に…公表するものとする」)
- 公表時期は、提出された統計等を用いた学術論文の発表時期よりも遅くすることが出来るようにするため、例外なく「〇〇以内に公表」という形にしないことが適当→「原則として…〇〇以内に公表」
- 省令で規定する公表事項は、成果の社会への還元 of 趣旨を踏まえ情報を補完する観点から、1段階目の公表事項に加え、「統計の作成等に直接利用した調査票情報に係る情報(どのような情報を利用して統計の作成等が行われたのか明確にする趣旨)」や「学術研究の成果としての発表の所在情報等」、を規定

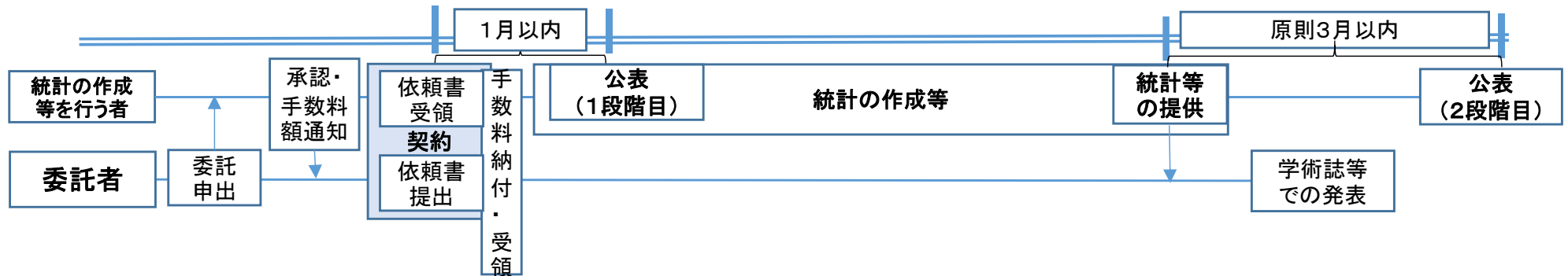
3. 主な改正事項とその概要

(3) 調査票情報の提供等に関する手続等 (つづき)

<調査票情報の提供の手続等のイメージ>



<委託による統計の作成等の手続等のイメージ>



<匿名データの提供の手続等のイメージ>

